

(別紙2)

## 分収造林契約に関する誓約事項

### (保護義務等)

第1条 分収造林契約の存続期間中は、次に掲げる事項を行うこと。

(1) 火災の予防及び消防

(2) 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止

(3) 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止

(4) 境界標その他の標識の設置、保存

2 火災を発見した場合は、直ちに消火に努めるとともに、速やかに森林管理署長等（森林管理署長、森林管理支署長又は森林管理所長をいう。以下同じ。）に報告すること。

3 有害動植物又は森林病害虫による被害が発生したときは、速やかに森林管理署長等に報告するとともに、森林管理署長等と協議の上、適切な措置を講ずること。

4 分収造林地に設置する標識には、正面にあっては分収林の名称及び面積、裏面にあっては国有林名及び林小班名、右側面にあっては契約年月日、存続期間の終期及び植栽樹種、左側面にあっては造林者の氏名又は名称を記載すること。また、設置に際しては、森林管理署長等に設置場所や設置の必要性の有無等についてあらかじめ協議すること。さらに、標識に異状を発見したときは、速やかに是正措置を行うとともに、森林管理署長等に報告すること。

5 分収造林地が遠隔地にある場合など、造林者が直接管理及び保護ができない場合は、地元の森林組合等に依頼することも可能である。その場合は、管理保護方法についてあらかじめ森林管理署長等に協議すること。

### (契約内容の変更等)

第2条 住所変更、氏名変更、相続、法人の代表者の変更など分収造林契約の内容に変更があった場合は、速やかに森林管理署長等に届け出ること。

2 規約書、定款、造林計画書又は分収造林契約の存続期間を変更したい場合は、あらかじめ森林管理局長の承認を受けること。

### (その他の申請等)

第3条 防火線若しくは通路の設置若しくは回収又は保育のため分収木を伐採しようとする場合は、あらかじめ森林管理署長等に協議し、その指示を受けること。

2 分収造林契約を譲渡し若しくは担保に供する場合又は分収造林を目的外に使用しようとする場合は、あらかじめ森林管理局長の許可を受けること。

(林産物の採取)

第4条 分収造林契約の存続期間中は、次に掲げる林産物を採取することができる。なお採取に当たっては、分収木を損傷させることのないようにすること。

- (1) 下草、落葉及び落枝
- (2) 木の実及び果のこ類
- (3) 分収造林契約のあった後において天然に生じた樹木であり、森林管理署長が分収木に指定していないもの
- (4) 植栽後20年以内において保育のため伐採する分収木

(解除)

第5条 次に掲げる事由がある場合には、国は分収造林契約を解除することがあるため、注意すること。

- (1) 植栽期間の始期から1年を経過しても植栽に着手しないとき
- (2) 植栽期間が満了しても植栽が完了しないとき
- (3) 植栽後5年経過しても成林の見込みがないとき
- (4) 造林計画書の内容に従わないとき
- (5) 火災の予防等をしなかったとき
- (6) 許可無く目的外使用をしたとき
- (7) 分収林について罪を犯したとき

(その他)

第6条 前各条の外、森林管理署長等により指示があったときは、その指示に従うこと。

分収造林契約の存続期間中、上記事項を遵守する旨誓約いたします。

四国森林管理局長 殿  
令和 年 月 日

造林者 住所  
氏名 (名称)